

## 大阪市防災会議

日 時：平成29年11月9日（木）  
午後1時00分～午後2時25分  
場 所：ホテル大阪ペイタワー 4階  
ペイタワーホール

### ○藤原 危機管理監

それでは定刻がまいりましたので、大阪市防災会議を始めさせていただきます。私、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市危機管理監の藤原でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ち、委員の出席状況について御報告いたします。当防災会議は、「大阪市防災会議運営要綱」第2条第2項の規定に基づき、会議の成立には過半数の委員の出席が必要となりますが、委員総数90名のうち、現在、79名の御出席をいただいておりますので、本防災会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、大阪市防災会議会長であります吉村大阪市長より御挨拶申し上げます。市長よろしくお願ひします。

### ○吉村 会長

皆さん、こんにちは。大阪市防災会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、日ごろから大阪市の防災行政に御理解・御協力いただきまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

大阪市では、南海トラフ巨大地震を初めとしました大規模災害についての対策に日々取り組んでいるところであります。皆さん御承知のとおり、最近は自然災害による被害というものも増えてきているように思います。27年9月の鬼怒川の氾濫。それから、28年4月の熊本の地震。それから、先日の台風21号が接近した際には、大阪市で2回目になります避難勧告も発令するという、大和川の水位が非常に上昇して危険な状態になったという状況であります。この先般の21号の大和川の件については、いろいろと学ぶべきところも多かったので、今は内部でも詰めているところであります。今回は、この大きないわゆる大規模災害に対する防災計画の実効性を高めるために会議を開催するものであります。

熊本地震が起きてしばらくして、私は熊本を訪問して、熊本の市長とお話しをさせていただきました。その中で非常に印象に残っているのが、いざ大きな地震が起きたとき、これは行政でできることには限界がある。自助・共助ということをしつかりと打ち立てていかなければいけませんし、役所としても、これは熊本市長も悩んでおられましたが、役所ではしきれないことがあることを市民にきちんと伝えていくことも大事ではないかと。

その上で、どう対策を練っていくのかということですが、災害が起きると、それと同時に役所

も被災しておりますので、当然必要なところに行きますが、全て行けるわけではないということを前提にして、では、どうやって災害対策を練っていくのか。実態を踏まえた、腹を割った話というのが、これからの防災行政に必要なのではないか、という熊本市長からのお話もお聞きして、私もその点を実感しているところです。

当然、役所は公助として、市民の皆様を守ることが一番大事な仕事ですから、それについて力を入れていくのが当然であります。加えて、自助・共助のところ、積極的な皆様の取り組みが大事だと思います。それから、やはり災害が起きるということを本当にシミュレーションして、想定して対策を練っていくことが大事だと思います。

今般の防災計画においては、国、それから、大阪府の防災計画、そして、先ほどの熊本の大地震も踏まえまして、検討・整理した修正案というものが一定まとまりましたので、今回、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。大阪市民の命を守るために、皆様の御協力をぜひよろしくお願いいたします。

## ○藤原 危機管理監

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

上から順に、議事次第、委員名簿、配席図、

資料 1 大阪市地域防災計画修正案について

資料 2 大阪市地域防災計画修正案の概要

資料 3 大阪市地域防災計画修正案 震災対策編

資料 4 大阪市地域防災計画修正案 風水害等対策編

資料 5 大阪市地域防災アクションプラン概要

参考資料 1 大阪市防災会議条例

参考資料 2 大阪市防災会議運営要綱

参考資料 3 大阪市防災・減災条例

以上、11点でございます。

お手元の資料に不足はございませんでしょうか。不足がございましたら、事務局のほうまでお申し付けください。

不足がないようでございますので、進めさせていただきます。まず、会議の流れを御説明申し上げます。お手元のお配りしております次第をご覧ください。本日の議題といたしまして、大阪市地域防災計画修正案について、皆様に御審議いただきます。本案件につきましては、災害対策基本法第 42 条及び大阪市防災会議条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、議決案件となっております。

それでは、議事に移らせていただきたいと思いますが、その前に、今回新たに 4 名の方を防災委員に任命させていただいておりますので、ここで御紹介させていただきます。

まず、高齢社会をよくする女性の会・大阪副代表 植本真砂子様。

国土交通省淀川河川事務所 淀川管内河川レンジャー河川レンジャーアドバイザー 辻川松子様。

○辻川 国土交通省淀川河川事務所 淀川管内河川レンジャー河川レンジャーアドバイザー  
辻川でございます。よろしくお願いいたします。

○藤原 危機管理監

一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長 榎村久子様。

○榎村 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長

榎村でございます。よろしくお願いいたします。

○藤原 危機管理監

それから、特定非営利活動法人 NPO 政策研究所専務理事 相川康子様。なお、相川様におかれましては、本日、所要により御欠席となっております。相川様は、22年前に地元新聞の記者として阪神・淡路大震災を経験され、防災・復興に関する記事や社説を数多く手がけられてきました。10年前に御退職されてからは、NPOの役員の立場で、男女共同参画の視点で地域防災を考える講演やワークショップを全国各地で手がけられております。

それでは、本日御出席の植本様、辻川様、榎村様から一言、御挨拶をお願いいたします。

○植本 高齢社会をよくする女性の会・大阪副代表

ただいま御紹介いただきました、高齢社会をよくする女性の会・大阪の植本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私どもの高齢社会をよくする女性の会・大阪は、人権尊重と男女共同参画の視点から、高齢社会における問題の調査研究により、情報提供と政策提言の活動を通して、よりよい高齢社会を実現することを目的として、1993年の5月に発足しました市民グループでございます。全ての世代にとって豊かな高齢社会をつくるために活動をして25年になります。この間、介護の社会化を目指して2000年4月に介護保険制度がスタートいたしました。給付と負担のバランスということで随分と法改正が重ねられ、姿が変容してきています。

そのことに対して、当事者からきちんと発信をしていくということで、アンケート調査やヒアリング調査を当事者による調査として行ってまいりました。審議会や国会への意見反映もこの間、大臣要請なども行ってきたところでもございます。

とりわけ、地域社会がこの間、変容してきている中で、2015年に行いましたヒアリング調査で、要介護認定の方、それから、介護を経験された方、介護保険を払っている被保険者の方、それぞれの方が何らかの形で地域での活動には参画をされています。しかし、その参画の仕方は、「できるときに、できるように」というレベルで、何か具体的にやるというところにまです。

かなかない状況がございます。

とりわけ、高齢世帯が増えてきて、老々介護の世帯が増えてきている中では、本当にお互いにどのようにすれば、互助という考え方で支え合いができるのか。よほど地域でのコーディネート力がしっかりしていないと不可能ではないか、というのが、私たちの調査の中でもあらわれてきているところであります。

改めて、互助とは何か、尊厳ある暮らしを全うするにはどのような地域での暮らしをしていけばいいのか、ということを考えながら活動しているところでもございます。

その中で、今年の7月には、危機管理室の方に来ていただいて、防災セミナーも当会として開催をさせていただき、実際に説明をいただく中で、また、ワークショップもさせていただく中で、本当に日ごろの漠然とした思いをきちんと知るといこと、制度を知るといことの大事も実感をし、また、市のウェブ発信のスマホでの検索の仕方などもご指導いただいたのですが、なかなかそれについていけるかどうかという不安は私の中にはございます。

そして、その不安が的中したのが、先ほど市長の御挨拶にもございましたが、先般の台風での大和川の水位上昇が、ちょうど衆議院選挙の投開票に重なったという、その中で、メディアの発信が非常に弱かったのです。もう、このことについては、やはりそういうことはあり得るわけですから、どのようにやっていくかということはずごく大事です。

ツイッターで市の情報を発信していただいて、避難指示や避難準備、高齢者等避難開始というような情報が出て、「詳細はホームページをご覧ください」ということがあったのですが、ホームページのアクセス数が多すぎてたどり着けないという状態が起きました。まさかのときに役に立たないウェブでも、何のことかということがございます。

また、高齢者にとってはスマホ自体の操作に困難性があることも含めて、ここのところは本当に情報の共有化のあり方、ツイッターが一番便利にできるのですが、そこから先がないとか、「準備情報」と言われて、「高齢者避難指示」と言われても、何をどうしていいのか。そして、「何丁目何番地から何丁目何番地ですよ」という詳しいところがわからないもどかしさが、住吉区や平野区に住んでいる会員のほうから声として寄せられていますので、その点について、やはり、今後の改善をとりわけ期待をしたいと思っているところです。

私の93歳の要介護3の母と、一緒に同居してくれている少し体の不自由な妹も、このような情報を得ても、自分たちは何をどうしていいかわからないし、もうじつと家にいるしかないという不安な声を聞くにつれても、やはり同じようなことは起こる可能性があるわけですので、ぜひとも、ウェブ関係のところのアクセスがきちんとできるような、この点もぜひ改善をしていただきたいと考えております。ありがとうございました。

以上です。

#### ○辻川 国土交通省淀川河川事務所 淀川管内河川レンジャー河川レンジャーアドバイザー

失礼いたします。河川レンジャーアドバイザーの辻川でございます。本日、この会に寄せていただきまして、本当に私が何を言えるのか、と今思うところでございます。皆様方の中には、

「河川レンジャーとは何だろう」と思う方が多いでしょうし、そのことを先にお伝えするのがいいかなと思います。

河川レンジャーは、国土交通省が国の施策として、平成18年に立ち上がりました。その前に試行期間に2名が任命されて、この制度を適用するのかどうかというところで活動しました。

その中でいろいろなことが見えました。きょうも防災会議の中の支援に関してのこと、そして、子供の防災教育に関してのこと、地域の防災のあり方についてのこと、さまざまなことを勉強しながら、今、13年目を迎えております。

特に、私の防災にかかわることにつきましては、次世代を担う子供たちを、どのように防災を視点に置きながら命を守っていくか。それから、自分たちが地域の一員として、どのように市民力を発することができるか。特に中学生は、これから1年1年、年を重ねてまいります。一方、私のほうは、一つ一つ年が増えるとともに、体、体力、心も含めて、脳のほうも含めて、一つずつ減ってまいります。そんなときに「どうあるべきか」ということを考えたときに、やはり中学生に、また、子供たちにこの防災の意識を伝えていく必要性もあるところでございます。

この河川レンジャーは一人一人、それぞれの活動が違います。特に、私は防災、そして、自然環境、淀川のすばらしい環境を大阪の子供たちに伝えていく、そのことをもとにしながら活動しております。

活動の中でせっかく機会をいただきましたので、申し上げますならば、4年前まで私も防災リーダーをしてまいりました。そのときにやはり、防災リーダーさんも高齢化が進んでおります。今こそ、地域の課題として市が取り上げながら、そして、この防災リーダーのありようも含めて、本当にこれでいいのかということも含めて考える機会があればと思っておりますし、せっかくの計画でございますので、このことを十分議論しながら、この中に入れていただくことができれば、と思っております。

活動の中に、地域団体女性会さん、24区の中で幾つかの区に行かせてもらっています。その方々に、「高齢化する女性団体さん、学習の場である、学習団体である、その学習団体が、今、あなたたちが立ち上がって、次の世代にどう何を伝えていくか、とても大事である」ということを申し上げます。

その意味では、「自分がではなくて、自分が支えながら次世代を育てよう。そのことが自分たちのまちを減災に向けてつながる活動になるのだ」ということを申し上げます。

一方、中学生には、「あなたたちが主役。中学生でも小学生でも社会の一員である。そのことが、もし何か起きたとき、力になる。それがあなたたちの力である」というふうに、防災スクールを今年も3中学校でもう済ませて、あとは実体験をさせるのが11月11日に土曜授業で行いますが、そのことを、「自分の力を、自分の命を守る。そして、人の命も守れる市民力を養ってほしい、育ててほしい」ということを子供たちに伝えております。

大変とりとめのない説明でもございますが、私自身、子供をいかに地域で育てて、防災・ま

ちづくりにつなげる教育を社会教育の中で、また、学校教育の中でどう生かしていくかということ常々、活動の中に入れております。

以上でございます。ありがとうございます。

#### ○榎村 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長

初めまして。大阪市男女共同参画のまち創生協会の榎村でございます。よろしくお願いたします。きょう初めて参加させていただきました。

私どもは、大阪市の男女共同参画センター クレオ 5 館等預からせていただいて、事業や管理をさせていただいている財団でございます。

私どものたくさんの方々の施設の中で講座をいろいろとやっておりますが、その中で防災に関する講座はもうずっと以前からやっております、最近は特に力を入れてやっております。また、フェスタという、一般の市民の方々が来ていただくお祭りがございますけれども、そういうところでは子供たちも参加していただきながら、遊びながら学んでいただけるイベントもやっております。

私は調査研究室長も兼務しております、だいぶ以前、赤ちゃん連れの方がどのように自分の地区で避難し、生活できるのかということに以前から関心がございましたので、ある地区を特定いたしまして、乳児、赤ちゃんを連れておられる方々を、お母さんと一緒にベビーカーで、その地区に避難所がどこにあるか、川がどこにあるか、いろいろな薬局がどこにあるかとか、歩いてみて体験していただいたことはあります。

結果的には乳母車はとて無理でございます、いかに赤ちゃんを連れて時間の中で逃げるができるかということが、非常にほかの状況と違っているな、ということがわかりました。また、避難所では赤ちゃん等、非常にケアを必要とする人々に対してどのようにするかということも、特段の配慮があるかということも御存じのとおりでございます。

今は女性も働いておりますが、昼間はやはり、家にいるのは女性も多く、高齢者も多いです。そういう中で、地域の防災の会議あるいは意思決定のところにぜひ、女性を参加させていただきたいなと思います。

また、避難所におきましては熊本を初め、いろいろなところで性的被害も起きているという深刻な状況もございますので、避難所におきましても特段の配慮が必要かと思っております。私どもも、東日本からの子供連れの避難者も受け入れてと言うとおかしいですが、時々、交流会をして、いろいろな心のケアをさせていただいております。また去年は、全国女性会館協議会というものがございまして、全国から私どものようなセンターが集まります。そこで熊本の地震の関係で、熊本市・県の女性センターの方に来ていただいて、いろいろと報告いただいて、全国の私どものような施設でどうあるべきか、何ができるかということ議論したということです。どうぞ、今後ともよろしくお願いたします。

#### ○藤原 危機管理監

植本様、辻川様、楨村様、ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。大阪市防災会議の議長につきましては、大阪市防災会議運営要綱第2条第1項に規定によりまして、大阪市防災会議の会長が議長となることが定められております。防災会議の会長であります吉村市長に議長をお願いいたします。市長、よろしく申し上げます。

## ○吉村 会長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

まず、事務局から、大阪市地域防災計画の修正案について、御説明をお願いします。

## ○下田 防災計画担当部長

それでは、事務局より、大阪市地域防災計画の修正案について、御説明申し上げます。失礼ですが、着席して説明をさせていただきます。

初めに、資料構成ですが、資料3、資料4、厚い資料でございますが、これが今回修正しました大阪市地域防災計画修正案の震災対策編と、風水害等対策編でございます。資料1、資料2は、今回の修正案の概要をまとめたものでございますが、本日はパワーポイントの資料1で説明をさせていただきますので、適宜、お手元の資料もご覧いただければと思います。

初めに、大阪市地域防災計画の修正の背景でございますが、平成27年9月の関東・東北豪雨、昨年平成28年4月の熊本地震、また、平成28年8月の台風10号など、近年各地で発生しました災害の教訓や災害対策基本法、水防法など、法律の改正を踏まえまして、本市の防災対策の強化・推進を図ることを目的に、今回、修正を行うものでございます。

次に、修正の趣旨としまして、1つ目に、災害からみずからを守るため、個々の自立（自助）、個々が連携する体制（共助）など、防災・減災につなげる仕組みの充実を図ること。2つ目に、広域・甚大な災害に対します行政・市民の災害対応力の向上を目指した対策を推進すること。

3つ目に、災害の規模に応じた応援・受援を想定した防災体制の確立に努めることとさせていただきます。

次に、修正に際して考慮いたしました国などの動向でございます。まず、直近の法改正等により考慮すべきポイントといたしまして、平成26年の豪雪を踏まえました災害対策基本法の改正。近年多発しております浸水被害等を踏まえました水防法・下水道法の改正。また、近年の災害における教訓や知見を踏まえました廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法の改正などがございます。

次に、昨年の熊本地震の教訓といたしまして、避難所外におられる被災者の支援体制の強化など、被災者の生活環境の改善。応急借り上げ住宅の活用など、応急的な住まいの確保と生活復興の支援。応援・受援を想定しました防災体制の強化など、今回の修正に当たり考慮いたしております。

最後に、先行して修正されました大阪府の地域防災計画の内容につきましても、本市の計画

と整合を図るよう考慮いたしております。今申しあげました動向に加えまして、この間の本市におけます防災対策の最新の取り組みにつきましても、反映いたしました。

以上を踏まえまして、4 ページ目に、今回修正しました主な内容を、大阪市地域防災計画の修正概要として取りまとめております。左側が、法改正や熊本地震の教訓などによります主な修正内容。右側が、本市の最新の取り組みを反映した修正内容となっております。なお、太字が今回、新たな要素や取り組みを盛り込んだ項目。それ以外が、内容を充実させた項目となっております。

それでは、これらの主な修正内容につきまして、順に御説明をさせていただきます。

まず、1 つ目の自助・共助の取り組みの促進でございます。自主防災組織の災害対応力の強化を図るため、規模の大きな地震の連続発生や種類の異なる災害が複合的に発生する可能性があること。例えば、台風時には高潮と河川氾濫が同時に発生する可能性もございます。そういったさまざまな災害の対応や危険性に関すること、また、避難情報が発令されたとき、災害が発生したときに、住民等がとるべき正しい行動などにつきまして普及・啓発を行ってまいりますことを追記いたしました。

次に、下の大阪市防災・減災条例につきましては、平成 27 年 2 月より条例が施行されたことから、本計画におきましても条例の基本理念に基づきまして、本市・市民・事業者のそれぞれが責務と役割を果たしながら、防災・減災対策の推進を図ることで、「災害に強いまち」の実現を目指すこととしております。

次に、2 つ目の避難体制の充実でございますが、災害からの避難に対する住民等への周知・理解の促進といたしまして、あらかじめ要配慮者や避難行動要支援者に配慮した周知を行いますとともに、先ほど申し上げたような複合的な災害の発生にも考慮した避難計画の作成に努めるなど、避難に対する理解の促進に取り組んでまいります。

次に、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえまして福祉避難所の整備といたしまして、避難所において障がいの方が落ち着ける環境づくりに努めることや、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段をとれるようにするなど、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえまして環境の整備・改善に努めてまいります。

続きまして、避難所外で生活している避難者の支援といたしまして、避難所ごとに受け入れ避難者に関する情報を早期に把握することや、自宅・テント・車など、避難所外で生活されている被災者の方々に対しましても、早期の情報把握や支援が行えますよう、取り組んでまいります。

外国人への災害情報提供のサポートの推進といたしましては、避難所の案内板・標識類の整備について、多言語化やピクトグラムの表示に加えまして、災害情報を提供するためのポータルサイトを多言語で開設するなど、急増いたしております来阪外国人にも配慮した情報発信に努めてまいります。

次に、被災者支援のための生活関連物資の備蓄といたしまして、南海トラフ巨大地震による最大規模の被害を想定し、特に必要とされます物資の品目や量を定め、大阪府との役割分担を

取り決めた上で、必要量の備蓄を計画的に確保してまいります。

次に、津波避難施設確保地域の拡充といたしまして、これまで平成 25 年に大阪府から出されました津波の浸水想定結果に基づき、津波浸水が想定されます 17 区を対象に津波避難ビルを確保することを規定しておりましたが、それに加えて、河川氾濫につきましても、新たに東部の 5 区におきまして、水害時避難ビルの確保など、緊急かつ一時的に避難できる施設の確保を進めてまいります。

続きまして、3 つ目の本市防災体制の充実でございます。業務継続のための代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理といたしまして、行政機能が停止することにより、市民生活や経済活動への支障が生じますことを最小限に抑えるため、代行順位の明確化、代替庁舎の特定、重要な行政データのバックアップ対策などを行いますとともに、非常時優先業務の整理や業務資源の確保など、業務継続計画（BCP）の整理を進めることで、中断が許されない業務の継続や早期の再開ができるよう、備えてまいります。

次に、受援体制の強化といたしまして、災害の規模やニーズに応じまして、他の都道府県や市町村からの応援を円滑に受けることができますよう、応援を受ける業務、応援者の活動拠点、資機材の準備や輸送体制など、受援のための必要な体制をあらかじめ構築してまいります。

次に、道路管理者・港湾管理者による放置車両等の移動につきまして、災害時に緊急車両の通行を確保するため、緊急の必要がある場合には、道路上にある放置車両、また、立ち往生する車両などの運転者に対しまして車両の移動等の命令を行い、また、運転者がいない場合には、警察・他の道路管理者とも協力して移動させるなど、早期の道路啓開に努めてまいります。

次に、雨水出水対策の充実・強化ですが、雨水出水により相当な被害が想定されます地下空間などの浸水被害の軽減を図るため、地下空間など周辺の水位周知下水道におきまして、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべきとして定めた水位に、排水施設等の水位が達しましたときには、水防管理者に通知するとともに、速やかに地下街管理者・地下街利用者など、一般に情報を周知していくよう、取り組みを進めてまいります。

次、4 つ目の生活再建の支援でございます。被災・罹災証明書の発行体制の整備としまして、災害時に証明書が遅延なく速やかに交付されますよう、ふだんから大阪府が実施されます研修会に参加するなど、業務に従事する職員の育成を図りますとともに、災害時における迅速な自治体制の確保に向け、取り組んでまいります。

次に、応急借り上げ住宅の活用といたしましては、民間の賃貸住宅の空き家等が存在する地域におけます比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは住宅の需要に迅速に対応できないような大規模な災害が発生した場合には、民間の賃貸住宅を活用し、速やかに仮設住宅を提供できるようにいたします。

5 つ目の地下空間浸水対策の推進でございます。地下街管理者の避難確保計画等の作成における接続ビルの管理者等の意見聴取といたしまして、地下街等の管理者が、津波や河川氾濫などの水害から避難確保・浸水防止計画を作成する場合には、地下街等と接続するビルの管理者からも意見を聞き、実効性のある計画を作成するよう、改めて規定いたしました。

6 つ目の廃棄物処理対策の促進でございます。災害廃棄物処理基本計画の策定、体制の整備といたしまして、災害時に大量に発生しますごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を確保するため、仮置き場の確保、また、その運用方針、処理体制、周辺市町村との連携や協力のあり方など、あらかじめ基本計画として取りまとめ、それに向けた体制への整備など、計画に基づいた取り組みを進めてまいります。

7 つ目のハード対策の推進でございます。民間施設の耐震化の促進といたしまして、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震によります人的被害・経済被害の確実な軽減を図るために、多数の方が利用されている民間建築物並びに住宅におきまして、それぞれ耐震化率の目標を定め、計画的な耐震化の促進に引き続き取り組んでまいります。

次に、防潮堤や河川堤防の耐震化の推進につきましては、大阪府防災会議の専門部会で取り決められました重点化並びに優先順位の考え方に則り策定されました計画に基づき、引き続き、防潮堤や堤防の耐震化を着実に進めてまいります。

最後に、その他といたしまして、平成 27 年 9 月に、これまでの大阪市地震防災アクションプランを一新し、大阪市地域防災アクションプランとして新たに策定をいたしました。このアクションプランの概要につきましては、後ほど引き続き資料 5 で御説明いたします。

最後になりますが、南海トラフ地震対策につきまして、地震防災対策の推進に係る特別措置法に基づきまして、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助に関する事項、また、地震防災上重要な対策に関する事項など、南海トラフ地震に係る対策の推進につきまして、附属編として新たに整理をいたしております。

地域防災計画の修正案に関する御説明は以上です。

引き続き、資料 5 をご覧ください。先ほど申し上げました、大阪市地域防災アクションプランの内容につきまして、この資料 5 で簡単に御説明をさせていただきます。

まず、基本方針としまして、本プランは本市の地域防災計画に基づき、本市で想定される各種の災害の被害の軽減を図るため、取り込むべき施策、目標、取組期間を明確にしたものとなっております。取組目標としましては、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによりまして、人的被害を限りなくゼロに近づける、また、経済被害を最小限に抑えることとしております。

取組期間は大阪府の「新・大阪府地震防災アクションプラン」との整合を図り、平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間、また、今年度平成 29 年度までの最初の 3 年間を取り組みの集中期間に設定しております。

アクションの設定にあたりましては、下の四角囲いにあります 8 つの視点を留意点としておりまして、キーワードのみ申し上げますが、人命保護としなやかさ、ハードとソフトの適切な組み合わせ、自助・共助・公助の相互連携と役割分担、高齢者・障がい者・子供・女性・外国人等への配慮、既存施設の有効活用、コストパフォーマンス、ICT の活用、国への提案・要望としております。

また、本プランの進捗管理といたしましては、PDCA サイクルの観点から、毎年度、進捗状

況や目標達成度を評価し、見直しや改善を行ってまいります。

下の被害軽減目標におきましては、これも数値目標を大阪府のアクションプランで示されております南海トラフ巨大地震による津波浸水被害の軽減目標を踏まえることとしておりまして、人的被害、津波による死者数につきましては、平成 25 年度に算定された想定では、市域内で約 11 万 9,000 人となっておりますが、アクションプランの取り組みにより、平成 36 年度には約 2,000 人に軽減できると設定されております。

なお、右側の経済被害は、市域の想定ではなく、大阪府域全体での想定・目標となっております。本市といたしましても、大阪府のアクションプランと連携し、被害の軽減に向け、本市のアクションプランの取り組みを着実に進めてまいります。

資料 5 の裏面の表が、アクション項目の一覧となっております。本市の地域防災計画の目次に沿いまして、6 つのテーマ・22 の分野に分類し、その下に 62 のアクションを設定して整理しております。62 のそれぞれのアクションに対しまして、各部署が取り組むべき施策を設定し計画的に進めていくことで、地域防災計画に基づきます本市の防災・減災対策を着実に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

## ○吉村 会長

そうしましたら、大阪市地域防災計画の修正案につきまして、御意見をいただきたいと思っております。

まず、日本放送協会の大阪放送局の高木委員から、御意見をいただきたいと思っております。また、災害時の放送体制についても、先ほども御意見がありましたが、先日の選挙特報とも重なった時期という話もありましたが、その辺りの放送体制についても御紹介をお願いしたいと思っております。

## ○高木 日本放送協会大阪放送局企画総務部長

NHK 大阪放送局の高木と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただいでての発表とさせていただきます。パワーポイントをご覧くださいながら御報告を聞いていただければと思います。

それでは、まず、NHK の大阪放送局は、東京にある NHK の本部になりますが、渋谷の放送センターに次ぐ規模の近畿の拠点局となっております。近畿 2 府 4 県における災害報道、災害が起きる前に被害を減らすべく警戒を呼びかける減災報道の中心的役割を果たしております。さらに、首都直下地震が発生し、東京の放送センターの機能が停止した場合には、この大阪放送局がバックアップして放送を立ち上げ、全国に発信するという使命も担っております。

想定されている災害としては大きく分けて、風水害と大地震がございます。風水害は先日の台風 21 号・22 号のときもそうでしたが、近畿に接近する台風、そして、局地的に降る豪雨災害。それから、大地震については、まず、南海トラフの巨大地震と、阪神・淡路大震災、大阪

の上町断層のような活断層による直下地震、そして、関東の首都直下地震というものを想定しております。先ほども申し上げましたが、災害報道で重要なのは、災害が起こる前に計画を呼びかける減災報道にあると考えております。

例えば、台風の場合でいきますと、1週間ほど前から気象庁など気象機関の情報をもとに接近を想定して、それで警戒を呼びかけ続けるとオオカミ少年のようになりかねないところもありますので、どの時点でニュース枠を広げて情報を発信するのか、警戒のフェーズを上げるべきなのか、検討を始めてまいります。

3日前までなど、接近が確実な段階になりますと、どの場所にどの取材クルーを派遣するか、記者の配置をどうするか、当日の放送枠をどうするかなど、体制づくりをしてまいります。そして、接近する半日ほど前までに取材クルーの派遣を全て済ませ、安全管理を考えながら取材放送を始めてまいります。地域の減災報道を充実させるため、全国放送から抜けて、関西だけの放送も行うことがございます。

次に、大阪局で最も大きい災害・減災報道のテーマとしておりますのが、南海トラフ巨大地震です。近畿管内の各局の定期的注意警戒を呼びかける企画ニュースや番組を放送しております。そして、いざ発生してしまった場合、最も重要になるのがヘリコプターの映像だと考えています。大阪放送局では、ほぼ24時間体制でヘリコプター離陸の体制が整っています。発生時にはまずヘリコプターを飛ばして、和歌山の串本など南部のほうに向かっていき、津波の映像をとらえたら、警戒を呼びかけながら、北上する津波の映像を中継で流していきます。映像が最大の武器であり、それを見せながら避難行動を促すことが使命だと考えております。

次に、首都直下地震というところもテーマと申し上げましたが、東京の放送電波が停止した場合には、大阪局は東京のバックアップを果たす使命を持っておりまして、放送システムを大阪局に移し、大阪主導で情報の収集・発信に努めることとなります。東京に比べ人数が大幅に少なく、個人個人の努力とスキルが必要とされるために、放送送出訓練はほぼ毎日深夜に行っており、取材や原稿の出稿、現地への派遣も含めた訓練も定期的に行っています。

災害報道の最大の責務とすれば、災害が起こる前、災害が起きて被害が拡大する前に、どれだけ放送機能をフルに使って視聴者に伝え、生命・財産を守るかというところにかかっているかと思えます。

今、用意している資料は以上となりますが、先ほど会長からもお話がございましたように、今回、ちょうど衆議院選挙と台風報道が重なってしまいまして、私どもとすれば、限られた取材体制の中で、いかに減災報道に努めてまいるか。もちろん、課題というものはまた洗い出されたかと思うのですけれども、両方大切な使命でもありますので、いかに両立するかを苦心したところが直近のところでもございました。

繰り返しになりますが、減災報道というところにこれからも力を入れてまいりたいと思いますので、また皆様方とも情報の共有等を進めながら努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上となります。

## ○吉村 会長

ありがとうございます。我々大阪市のホームページも、先ほどの台風 21 号のときに込みあって見られないという状況があって、私はあってはならないことだと思っています。言い方は悪いですが、たかだか淀川、大和川のあの水位が上がって、そのレベルで大阪市のホームページが見られないのであれば、では南海トラフの地震が起きたときはどうなるのかということは、私も少し恐ろしく感じる場所でした。これについてはヤフーとの防災協定も結んでいますので、今回をいい教訓にして、一挙にアクセスが増えますので、そのアクセスの量というのはやはり限られているところもありますので、どうすれば本当に情報が伝わるのかというのは、いろいろな媒体を増やす中できちんとやっていきたいと今、課題として把握をしていますので、しっかりと対策をとっていききたいと思っています。

それから、放送局の御意見をいただきまして、ありがとうございます。我々はやはり、テレビから得る情報というのは非常に多くて、先ほども御意見がありましたが、ネットを見られる人は見られるのですが、見られない人もたくさんいるという状況の中で、テレビから得られる情報はものすごく大きな影響力があります。

私も選挙のときはテレビも注視していましたが、NHK さんは災害に対しての情報発信は、ほかの民放よりしっかりやっていたという認識でいたのですが、民放はどうしても、その民放の、民放も当然、公共放送としての役割はあるわけですが、NHK さんは公共放送として、やはり多くの国民が期待しているところでもありますので、事前の情報や、先ほどの大阪の大和川の避難勧告が出るというような状況でありましたので、またそうした辺りの検証と検討をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど河川レンジャーの辻川様より御挨拶でお話いただきましたが、この修正案について何か御意見があればいただきたいと思っています。

## ○辻川 国土交通省淀川河川事務所 淀川管内河川レンジャー河川レンジャーアドバイザー

先ほど修正案の中に入っていなかったと思うのですが、地域の防災力をどのように高めるか、ということが一番だと思うのです。

その中の 1 つとして、次世代の育成。それから、今まで培ってこられた防災リーダーさんのありようなんですよね。その防災リーダーさんのありよう、言葉が悪いかもしれませんが、やはり、多くの地域におきましては、75 を過ぎた方が一線ということです。年齢だけではなくて、モチベーションも高いのだと思います。

ただ、2025 年時代を考えたときに、ふと後ろを向いたら若者が誰もいなかった、ということになり得ます。そういうことを考えれば、今も申し上げたような、「今、変えるときだな」と。施策として、この計画の中に「定年制」、この言葉がとても嫌だなと思っているのですが、定年制に近いような言葉を入れながら、ただ、「その後、この人たちはどのようなモチベーションで地域を支える役割を果たしてもらえるのか」というところの部分、きちんこの計画の中に書き入れる。今、適切な言葉が出てきませんけれども。ですから、「新たな担い手を選出する、

その選出方法に一応の基準を置く」ということを、修正案の中に入れていただけたらと思います。

何度も言いますが、その修正案を入れた中に、今までのいろいろな経験がまざった方々が、どの部署で生かされるかというようにところもきちんと書き込まれたら、「いや、もう自分たちは次のモチベーションを持ちながら、地域で活動できるんだ、活躍ができるんだ」という、この文字ですね。見える化にさせていただけたらとてもありがたいなと思います。

#### ○吉村 会長

ありがとうございます。防災リーダーについては、私も接しさせていただくこともあるのですが、やはり、高齢化というのが非常に進んできているかと思います。あとは、担い手の辺りだと思います。御意見をいただいたのは、防災リーダーのそうした現状も踏まえて、持続可能なシステムをしっかりとつくっていかなければいけないということだと思いますが、ここまで何か事務局のほうから補足で説明すべきようなことはありますか。意見はありますか。

#### ○下田 防災計画担当部長

今回の修正の主なところではなかったのですが、地域防災リーダーの育成につきましては、計画でも規定がありまして、研修や訓練などには取り組んできているところです。

一方、今、御指摘がありましたように、次の若い世代への育成とか、あるいは、そのための指導者の育成ですとか、また、経験を踏まれた方が安心してバトンタッチできるとか、そうした仕組みづくりをおっしゃっているのだと思います。そうしたことは非常に重要だと認識していますので、また御指導もいただきながら、今後の自主防災組織の取り組みの中で取り組んでいきたいと思っております。

#### ○吉村 会長

現実的な課題だと思いますので、内部で少し検討させていただきたいと思います。

続きまして、大阪府の危機管理監の大江委員、御意見をいただけますか。大阪府と市町村で取り組んでいます備蓄物資などについての取り組みなどについて御意見をいただけたらと思います。

#### ○大江 大阪府危機管理監

ありがとうございます。大阪府の危機管理監でございます。私のほうからは、備蓄物資ということで先ほど御説明もございましたので、少し触れさせていただきます。

備蓄というのは、基本的にはやはり、住民の皆さんや企業のほうにみずから備えていただくということが大変重要であると考えておりますが、どうしても、やはり、家屋の倒壊といったことが想定される中で、持ち出しが難しいということも想定をされます。

また、国のプッシュ型支援や救援物資ということもあるのですが、やはり、発災後の3日間

というのは、人命救助最優先・緊急車両最優先ということになりますので、やはり物資となりますと、3日後ぐらいにようやく本格化すると国のほうからも聞いております。

そうなりますと、やはり、公的備蓄という役割も非常に必要であると考えております。

こうした中で大阪では、南海トラフ巨大地震を初めとした大規模災害時に備えまして、府と府内の全市町村で協議をいたしまして、平成27年12月に、大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針ということで取りまとめたところでございます。

この中で府と市町村がそれぞれ1対1という負担割合で、おおむね3年間ぐらいを目途に必要な備蓄を完了するということを目標に、ただいま取り組んでいるということでございます。

私どもは大阪府ということでは、この方針に基づきまして計画的に備蓄を進めておりまして、昨年の熊本地震の際には、そのうちの一部を救援物資ということで送り出しをしたのです。その中で今、順次、補充もしておりまして、今年度末をもちまして必要な備蓄をおおむね完了するという予定でございます。また、府内市町村におかれましても、方針に基づいて鋭意、御努力をいただいているところでございます。

大阪市におかれましても先ほど御説明もいただいたところでございますけれども、大規模災害が発生いたしますと、多くの住民の方が残念ながら避難を余儀なくされることが想定されるわけでございますので、ぜひ、命をつなぐということでの最低限必要な物資につきまして、府と市が一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、計画的な確保ということにつきまして、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

## ○吉村 会長

ありがとうございます。熊本地震が起きたときには、食料や水だけではなくて、子供のおむつであったり、女性の生理用品であったり、そうした生活物資が一部不足したという話も出て、それについては補充するということで補充は進めていますけれども、この備蓄物資についても、これからも府・市で協働しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それ以外に、本日、御欠席にはなるのですが、甲南女子大学名誉教授の奥田委員。それから、常葉大学の環境防災研究科の教授の重川委員。それから、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構本部長の室崎委員から、御意見について事前に頂戴しておりますので、事務局から説明をお願いします。

## ○下田 防災計画担当部長

それでは最初に、奥田委員よりいただきました御意見から御紹介をさせていただきます。

まず1点目、備蓄物資について。要配慮者が福祉避難所へ移行する際、市からの備蓄物資を同時に手配していただくよう、配慮していただきたい。ヒトだけ送り込むと、食料・飲料などの物資・モノが大幅に不足し、困難を決める事態を招く。内閣府の想定では、南海トラフ巨大

地震の発生時には、食料・飲料水が大幅に不足する事態が想定されている。日常から食事を提供する施設であっても、避難者に食事を提供できない可能性がある。1週間の備蓄の必要性を浸透・定着させてほしい。備蓄品目にもバリアフリーの観点を取り入れてほしい。そのまますぐ食べられる離乳食を入れてほしい。という御意見です。

2点目。災害時避難所、福祉避難所について。炊き出し実施者への衛生指導を厳密に行う必要性が高まっている。今日、異常気象により外気温が高く、炊き出し時の環境悪化が食中毒発生を誘発している。保健所は衛生管理の慈善対応を検討し、具体的なマニュアル等を作成してほしい。熊本地震発生時、福祉避難所へ市民が押し寄せる混乱が生じている。福祉避難所の用途・目的が市民に理解されておらず、混乱を避けるため、積極的な広報が必要である。

3点目、自助・共助について。災害時避難所へ来る際、個人で非常持ち出し袋を持参すれば、初期の混乱は大幅に軽減できる。熊本地震では、「可能な限り非常持ち出し袋と毛布を持参してほしい」という自治体の意向が示された。自助を喚起する文化を構築し、定着することが減災につながる。

4点目。その他の意見としまして、日常から車両の優先座席でも見られるように、プライオリティの観点が定着していない。

災害時も日常の行動が出てしまい、要配慮者がまず最前列、次いで強者という習慣がない。弱者が車中泊や危険な軒先避難者になる。子供・教育界との連携も必要である。災害発生時に起こる混乱の多くは、ふだんの怠慢、コミュニケーションの欠如に起因する。役所は災害対応を危機管理部局に一任せず、関連機関と密な連携を行い、市民は隣人・自治会・地域間の関係を密にして、日ごろから災害に立ち向かう準備を入念にしておく必要がある。

以上、4点です。

続きまして、重川委員の御意見を御紹介させていただきます。

1点目、復旧・復興対策について、全国の市町村地域防災計画に共通していることであるが、事前準備、応急対応は充実しているが、災害後、5年後、10年後と長期にわたる復旧・復興対策については具体性が乏しい。早急に復興に取り組みなければ人口流出の恐れもあり、社会経済が取り戻せない。そうなると、税収が激減し、自治体の衰退が始まる。大都市ほど復興の遅れの影響が大きく、人口流出によるダメージが大きいいため、復旧・復興対策も充実させていくべきである。

2点目。本部体制、分掌事務について。災害対策本部を担う危機管理部では重要な事務が集中することが想定される。危機管理部として分掌事務を記載すると、危機管理室の職員に事務が集中し、危機管理室以外の部局が機能しないため、危機管理部内においても各局・室の事務分担を明確に決めておくべきである。

3点目、区本部の事務について。発災後の区役所業務の大半は避難所運営、救護、罹災証明に集中する。区役所事務に対する人員のバランスは改めて確認してもらいたい。発災後の市民に対する対応は、区役所の防災力にかかっている。区本部が機能するよう、市全体として災害

時の分掌事務を再検討する必要がある。

4 点目、自助・共助、市民の責務について。計画の方針として「自助・共助」を全面的に打ち出すのであれば、市民の責務として「公的支援に頼らず、自立して、円滑な生活再建へ努めなければならない」旨を記載してもよい。「家庭、職場における備蓄」は公的備蓄より前に記載すべきである。税収が減る一方の現状において、公で全てを備蓄することは困難である。公的備蓄に加えて、個人備蓄の重要性は非常に高い。自助として、家庭・職場における備蓄を前提とすべきである。

以上の 4 点です。

最後、室崎委員の御意見です。1 点目、地区防災計画について。地域防災計画で地区防災計画についての記載があることは高く評価できる。コミュニティ主体の防災活動の促進は、これからの防災に欠かせず、そのための方向づけを地域防災計画で示すことには意義がある。その地区防災計画が実効性のある計画であるよう、継続したアドバイザー派遣等により、コミュニティへの支援を行っていくことが重要である。

2 点目、地震火災対策について。南海トラフ地震などが発生すると、多数の同時多発火災が発生して、最悪の場合、市街地が火の海になることが考えられる。その被害想定がやや甘いと思われることに加えて、市街地耐火対策の記述が少ない。糸魚川大火の教訓も踏まえ、感震ブレーカーやコンセントの普及、木造密集市街地解消に向けての戦略的な対策、延焼遮断帯の整備などが特に重要であると考えます。

以上でございます。

## ○吉村 会長

ありがとうございます。そのほか、本件につきまして、何か御質問や御意見は皆さん、ございますでしょうか。特にないですか。

先ほどの話の中で私も思ったのですが、個人の備蓄の重要性というのは非常にあるのかなと思います。今日は区役所のメンバーも多く来ていますが、市民防災マニュアルに「個人の備蓄をお願いします」ということが掲載されているのですが、さまざまなイベントなどのときにも、個人の備蓄の呼びかけをぜひ広めていってほしいと思います。

理想では、3 日間の備蓄ということで書いているのですが、これも私自身、熊本市長と話をして、「地震直後はどうだったか」という話を聞いたときに、一番大事なものは水だと言うんですね。

ですから、個人の備蓄 3 日間というので、ぜひ皆さんに広めていってほしいのですが、最低限、水の備蓄は本当に市民全員がきちんとやっているぐらいの体制にするだけで、大きく変わってくるかと思っておりますので、その辺りもぜひお願いしたいと思います。それ以外も、さまざまな貴重な御意見をいただきました。大阪市の防災に役立てていきたいと思っております。

それでは、最後に、市立大学の学長補佐の宮野委員から、全般についての御意見をいただ

たらと思います。

### ○宮野 大阪市立大学学長補佐

大阪市立大学の宮野でございます。私自身、昨年の熊本地震、それから、今年7月の九州北部豪雨の被災地の調査をいたしまして、その件も踏まえまして少し全体的な総括をさせていただければと思っております。

まず、今回の大阪市防災計画の修正の中に、規模の大きな地震の連続発生というのは入っておりますが、これはまさに熊本地震で我々は初めて経験したことでございますが、益城町では震度7という最大の揺れを28時間という時間の差で二度経験しているわけですね。そうした経験はこれまでなかったわけです。それから、九州北部豪雨もそうですが、近年、我々が経験しなかったような災害事象が発生しております。そうした、これまで経験していない事象を踏まえた防災計画の立案ということが求められているわけで、それが今回の修正の中にも入ってきたということは、大変望ましいことではないかと思っております。

特に、熊本地震で私が経験したことを幾つか申し上げたいと思います。益城町を中心として被災地調査をしたのですが、益城町の場合には全体的に液状化が発生している傾向があつて、それが被害のあらわれ方に非常に複雑な様相を呈しておりました。特に被害の大きかったのが、古くからの集落が発達してきた地域で、ここが基本的に、やはり古い木造の建物が多かったということがあろうかと思えます。

これは大阪市も十分認識をしておられて、市内にある古い木造住宅の密集地での防災計画は進んでいるわけですが、そうしたところでも今般の熊本地震のように、最初の、いわゆる前震と言われましたが、震度7の最初の地震を経験して、完全に壊れていなかったけれども、28時間後のもう一度の震度7の揺れで完全に倒壊してしまった建物があったということで、そういう事象はこれまでに想定していないことですから、そこを踏まえて対応を考えなければいけないと思います。

これに関連して、人的被害について申し上げますと、益城町ではこの地震で21人の方が亡くなっているのですが、前震で亡くなった方が9名、本震で亡くなった方が12名です。これは先ほど言いましたように、前震、最初の地震で完全に壊れていなかった建物・自宅に戻っていて、二度目の地震が真夜中の1時25分でしたので、寝ている時間帯で建物の下敷きで亡くなった方がいたということです。そういう避難の対応や仕方の問題です。

ただ、逆にこの地震で、車中泊という問題が指摘されました。この車中泊というのは新潟県中越地震のときにも大変クローズアップされまして、車中泊によって車の中で避難をすることによって、いわゆるエコノミークラス症候群というものを起こして亡くなってしまう方が非常に多かったということで、その危険性が十分認識をされておりました。

結果として、熊本地震の場合には車中泊が、これは余震が非常に多かったということもあるのですが、多くの方が自宅あるいは避難所の建物に入ることも恐れて、昼間は避難所にいるのですが、夜は避難所の駐車場にとめた自分の車の中で寝るといった方が結構多かったのです。

そうした状況を見て、エコノミークラス症候群が危惧されたので、その啓発が行われたことによって、最初に危惧したほど被害は出なかったかと思えます。

また、逆に、車の中で避難をしていたことによって、二度目の地震で自宅が倒壊したけれども、死亡をまぬがれたという方もいらっしゃいました。非常に複雑な様相を呈していたということでございます。

この地震の問題点を幾つか申し上げたいと思うのですが、今言いました 28 時間という時間差で震度 7 が続けて発生したということのほかに、幾つかあるのですが、もう一つ、私が大きな問題だと思ったのは、多くの自治体で自治体の建物自体が被害を受けたということですね。それによって、特に直後の緊急対応に支障を来したということがありました。

ですから、いわゆる緊急対応にあたる建物は公的な建物でも非常に重要な建物ですから、そうした建物の耐震性、それから、耐震性だけではなくて、建物の中の設備の安全性です。災害対策本部で什器が倒れて、その下敷きになって、対策本部の本部員がけがをすれば何にもなりませんので、そうした中での転倒物の転倒防止対策など、非常にきめの細かい対応が求められると思います。

それから、がれき撤去に非常に手間取ったという印象がありました。これは復旧の早期見通しが立たないことによって、なかなかがれき撤去に手が付けられなかったことがあったかと思えます。

それから、先ほど、奥田委員からの御指摘にもありましたが、福祉避難所の問題です。特に、直後の避難所運営に混乱が見られたということですね。特に福祉避難所の問題があったかと思えます。それから、自治体の対策の欠如ということについて言いますと、6 月に我々が行った調査では、地元の 17 自治体のうち、事前に地震災害を重視して対策を立てていたのは 1 つしかなかったのです。九州のこの地域では、風水害に対する対策は立てていても、地震に対する対策が非常に薄かったということがあったかと思えます。それがいろいろな意味で問題を引き起こしたかと思えます。

それから、九州北部豪雨の経験で幾つか申し上げたいと思うのですが、この豪雨も鬼怒川の場合と同じように、いわゆる線状降水帯が形成・維持されたことによって、特定の非常に狭い範囲で集中的な豪雨が起ったということで、被害が拡大いたしました。

ただ、この九州北部豪雨の場合は、たまたま平日の昼間の災害でございましたので、朝倉市に調査に行ったのですが、朝倉市の場合には、通常業務から災害対応業務へとすぐシフトすることができました。しかし、そうは言っても、災害対策本部には市民・住民からのいろいろな問い合わせや救助要請などが殺到して、非常に大混乱を来した状況がございました。

これは災害対策本部の中での業務分担を、やはり大阪市もきちんとしていかなければいけません。先ほども言及されていましたが、その 1 つのあらわれではないかと思っています。ただ、朝倉市の場合には、通常から自衛隊や緊急消防援助隊との連携ができておりましたので、連絡員の方が早くから本部に入っておりまして、これは平時からの交流の深さがよかったかと思えます。朝倉市は、平成 24 年にも豪雨を経験しております。

ただ、5年経っております、この豪雨災害を経験した防災担当者が、今回は異動して誰もいなかったということですね。それで経験不十分なまま、この7月の豪雨災害に遭ってしまったということで、1つの考え方ですが、防災対策の担当者、特に、市だけではなくて区のような現場、きょうは区長さんもたくさんいらしていますので、区に対応としても覚えていただければと思うのですが、防災担当者の人事異動の場合、風水害は大体7月か8月か、台風災害を考えると9月ぐらいまでの間に起こるわけですが、その時期をある程度想定した人事異動の仕方があってもいいかと思います。

地震災害の場合には対応はなかなか難しいですが、そうした過去の災害の時期を考慮した防災担当者の異動ということも推奨されるかと思っています。

それから、自助・共助関係で言いますと、今回の朝倉市の場合には、地域ごとの防災マップや、あるいは、地域の自主避難場所などが積極的に利用されて、自主防災活動によって、早めの自主避難ができた地域もございました。こうしたいわゆる自助・共助の効果が一定見られたということで、これもやはり、大阪市としても見習わなければいけないことかと思っています。

先ほど言いましたように、5年前の経験ということによって、非常に異常な雨の降り方ということを経験して、自主的な避難を開始された方もいました。このように、それぞれの各人が状況を正しく判断できるようにしていく必要があるかと思っています。

それからもう一つ思いましたのは、朝倉市の場合には町村合併で、もともと3つぐらいの行政に分かれていたと思うのですが、それが一緒になったことによって、市域が非常に広がっていました。今回のような局地的な豪雨の場合には、朝倉市と言っても場所によって雨の降り方が非常に違って、同じ朝倉市民でも、自分がいる場所と、今、雨が強く降っている場所の差があって、なかなかその状況の危険性が把握できないという問題もあったかと思っています。

こうした経験を踏まえて、今回の大阪市の地域防災計画の修正内容について最後に申し上げたいことは、今回、いわゆる防災・減災条例が制定されて、それを踏まえた修正になっております。この防災・減災条例の制定によって、市民あるいは事業者も、防災・減災の担い手として主体的な役割を明確にして、その意識を持って活動することが求められるわけです。

ただ、実効性を求めるためには、市としてもやはり、意識啓発や正しい情報提供を進めることが絶対に必要だと思います。ですから、日ごろからの、中学生や子供たちの防災教訓も含めての話ですが、常日ごろからの防災教育あるいは啓発、こうしたことを踏まえた上で、防災・減災条例の正しい実行が初めて求められるのではないかと思っていますところでございます。

私からは以上でございます。

## ○吉村 会長

宮野委員、全般にわたって御意見をありがとうございました。また、具体的な事例に基づいて御意見をいただきまして、ありがとうございました。この防災計画をいくらつくっても、最終的に市民に伝わらなければ私は意味がないと思っています。どれだけ分厚いものをつくっても、最終的にそれが本当に市民に伝わって、それが減災につながらなければ、これは単なる御

前会議で終わってしまうので、それは絶対にやめていきたいと思います。

冒頭に御挨拶をさせていただきました中で、今回の大和川の水位上昇に伴って、避難勧告という情報までは得たけれども、では、高齢者でなかなか情報がとりづらい方にとっては、「どこに行けばいいかわからない。結局、動けませんでした」というのは非常に貴重な御意見だと思います。我々からすると、その情報伝達ができなかったということだと思いますので、そうした点も含めて、全て 100%ということは難しいかもしれませんが。

要は、ここにいらっしゃる皆さんはそれぞれの所属のトップであったり、影響力のある方が集まっていますので、この防災計画をいかに市民の皆さんに、自助も含めて落とし込んで、自然災害は減らせませんが、1人でも被害を減らすという努力を常にやってまいりたいと思いますので、今後とも御協力をよろしく申し上げます。

ほかに御意見がないようでしたら、最後に、この地域防災計画の修正につきまして、原案の御承認をいただきたいと思っておりますけれども、皆さん、よろしいでしょうか。

(拍手)

#### ○吉村 会長

そうしましたら、御承認をいただいたものとさせていただきます。先ほども申したとおり、これは分厚い紙ができればそれでいいというものではありませんから、これをいかに落とし込むのかということをご皆さんにしっかり意識していただいて、市民の命を守ることに力を尽くしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、関係者の皆さんも、今後も引き続き、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。それでは、事務局にお返しします。

#### ○藤原 危機管理監

どうもありがとうございました。それでは、先ほど御承認いただきました地域防災計画の修正につきまして、今後の手続きを事務局から説明させていただきます。

#### ○下田 防災計画担当部長

説明いたします。ただいま御承認いただきました、地域防災計画の修正の今後の手続きについて、説明いたします。

災害対策基本法第 42 条第 5 項で、「市町村地域防災計画を作成し、また、修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない」と規定されております。そのため、本日御承認いただきました大阪市地域防災計画につきましては、今後、誤字脱字等の最終校正を行いまして、速やかに、大阪市防災会議会長により、大阪府知事に修正の報告をさせていただきますとともに、市のホームページで公表をさせていただきます。

以上です。

○藤原 危機管理監

それでは、今後とも引き続き、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、本日の会議を終了してまいりたいと存じます。

本日はまことにありがとうございました。